

障害児者の「マスク着用」は十分注意してください
(新型コロナウイルス感染(COVID-19)対策)

－「マスク着用」に関連した気道分泌物による窒息ニアミス例 報告－

2020.12.12 (改定)

災害時小児呼吸器地域ネットワーク
日本小児神経学会 社会活動・広報委員会

【症例】重症心身障害者（25歳）大島分類1、栄養は胃ろう、普段は自発呼吸
(大学病院 小児科管理中)の ケース

【経過】 【経過】 朝は体調に変化はなくデイサービス（生活介護）に行った。コロナウイルス感染急増中のため、送迎バス内ではマスクをさせていた。（短距離乗車）夕方の帰宅時、バスから降ろす際に、喘鳴が著明で肩呼吸であったためマスクを外したところ、口内に唾液が大量に貯留し、顔面不良、口唇チアノーゼが出現しており、すぐに救急要請された。その後呼吸停止したため、唾液を吸引し、酸素を投与しながら救急車で当院へ搬送された。

(転帰：発生後7日現在、右肺下葉に無気肺と胸水を認め、酸素投与をしている)

【考察】 マスクを着用していたため、口腔内の分泌物や顔色などの観察ができていなかったため、唾液による誤嚥と窒息を起こしたのではないかと推定した。本症例は過去10年以上入院歴はなく、安定して在宅で生活しており、同日朝も元気で他の原因は見当らない。コロナ流行前はマスクをさせることはなかった。

小児科学会からは必ずしも幼児のマスクは使用しなくてもよい、と勧告が出されているが、重症心身障害児者、医療的ケア児者は、幼児と同様にマスク着用にはより注意が必要だと痛感した。

○ 厚生労働省は、HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html)

「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」において、発達障害のある方については、触覚・嗅覚等の感覚過敏(*1)といった障害特性により、マスク等の着用が困難な状態にある場合があります。WHO Q & A : COVID-19 に関連する子どもとマスクについての中で：「発達上の障害、その他の障害、またはその他の特定の健康状態のあるあらゆる年齢の子どもにマスクを使用することは必須ではなく、子どもの親、保護者、教育者、医療提供者、またはそのいずれかによってケースバイケースで評価されるべきである。いずれの場合でも、マスクを容認することが困難な重度の認知障害または呼吸障害のある子どもは、マスクを着用する必要はない。」とされています。を引用し、こうした障害特性により、マスク等の着用が困難な方に対する国民の皆様のご理解をお願いいたします。としています。

(参考) WHO Q&A: Children and masks related to COVID-19

(<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-children-and-masks-related-to-covid-19>)

○ 文部科学省は、「学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ (2020.9.3 Ver.4) 」

https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

においては、第2章-3-(3) (P-39) 「密接」の場面への対応(マスクの着用)において、基本的にはマスクを着用することが望ましいと考えられます。第3章-7(P52) 「登下校」においては、バス内など原則「マスク着用」の記載がありますが、

※ 「マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です」 としています(P-39)。

※ さらに、<登校の判断>として、2020.12.9 (改定版) 注意喚起がされています。

※ スクールバスなどの専用通学車両による登下校を含めた学校生活における医療的ケア児のマスクの着用については、主治医の見解を保護者に確認するなどして、個別に判断すること。

・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項(改訂版)

https://www.mext.go.jp/content/20201209-mxt_tokubetu01-000007449_01.pdf

・【参考】学校における医療的ケア

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html

○ 日本小児神経学会 社会活動・広報委員会では、

「特別支援学校等での医療的ケアなどにかかわる新型コロナウイルス感染(COVID-19)防止対策について」 2020年6月18日 付け(別添) 提案 公開しています。

その中で、

○ 感染症基本行動3か条(都立学校ガイドライン) : 3密回避・手指衛生・咳エチケットに取り組む

・教職員等は原則マスクを着用し、手洗いや手指消毒を励行する

・児童生徒のマスク装着は、徹底は求めず、可能な範囲で勧められる。加えて、マスクを装着して過ごす練習が自立学習の一部として取り組まれる余地がある。

一方で、マスク着用には異食・嘔吐時の気道閉塞のリスクが増す可能性があり、必要時見守り等の安全面の配慮が必要である。 としています。

☆ 重症心身障害児、医療的ケア児など 自力排痰が困難なケースは、「マスク着用」による、呼吸状態の悪化および呼吸状態などの観察困難から対応が遅れる可能性があります。

☆ 知的障害・自閉スペクトラム症などの児童において、発達特性(過敏・不快)などから、「マスク着用」が困難や不可能、異食およびそれに伴う窒息の危険性も指摘されています。

以上を踏まえ、

「マスク着用」については慎重に対応するよう、本人・ご家族、教育、保健、福祉機関へ周知していただくようお願いいたします。